

委託業務特記仕様書

（委託業務の目的）

第1条 本仕様書は、徳島県県土整備部東部県土整備局吉野川庁舎が管理する一般国道・主要地方道・一般県道を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的として実施するものである。

（土木工事共通仕様書）

第2条 本委託業務の施工に当たっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。

（業務実施時期等）

第3条 本業務の実施時期は監督員と協議して定めるものとする。

（業務内容）

第4条 道路維持業務は、主な業務内容を次のとおり実施するものである。

- （1）路面清掃・側溝清掃・柵清掃
 - （2）除草・樹木伐採
 - （3）道路構造物修繕
 - （4）本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督職員と協議して定めるものとする。
- ①清掃は、道路路面に溜まった土砂等による事故や排水溝の閉塞による冠水被害の防止など、安全・安心に道路が利用できるように行う。
- ②除草・樹木伐採は、車両が安全に走行するための空間の確保や通行車両からの見通しの確保などの安全対策のために行う。
- ③除草は、以下の繁茂状況を目安として除草・樹木伐採を実施する。
- 建築限界内の通行の安全確保ができない場合・運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合。

（出来高の算出）

第5条 道路維持業務における数量は、予定数量であるため、実施時においては、実績を適切にかつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。

- 2 作業量を出来形＜寸法＞管理することが困難な場合は、実績日報・写真（別紙-1、2、3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。

（除草時の飛散防止）

第6条 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

- ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
- ②飛散防止用ネット等の防護材を使用（推奨寸法：幅2.7m、高さ1.8m程度）
 - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。

- ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。

受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

（竹・草木類の搬出等）

第7条 竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

2 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。

3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

4 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

（交通誘導警備員等）

第8条 交通誘導警備員の人数等変更が必要な場合は、事前に監督員と協議を行い、必要と認めた場合は変更契約を行うこととする。

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（事故報告）

第10条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

（受注者の責任）

第11条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

（使用機械）

第12条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

（履行する際の注意事項）

第13条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。